## ■市・府民税の申告は市民税課へ

●平成26年1月1日現在、市内在住で、25年中の 所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除 額、扶養控除額の合計額を超える方。

●25年中に収入がなく、課税証明などの所得額の 欄に「0円」と記載が必要な方(未申告の方は課 税証明などの所得額の欄が空白となります)\*25年 分の所得税等の確定申告をされる方や、25年中の 所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が 提出されている方は、通常、申告は不要です。

■所得税及び復興特別所得税の確定申告は確定申 告会場へ

- ●事業所得や不動産所得などから算出される所得 税額がある方
- ●給与所得以外の所得金額が20万円を超える方、 給与収入が2千万円を超える方
- ●昨年の途中で退職されて年末調整ができていない方 ●給与所得者や公的年金受給者で住宅ローン控 除・医療費控除・寄付金控除・給与や年金から天 引きされていない社会保険料控除などがあり、申

\*平成25年から復興特別所得税が創設され、所得 税とあわせて納めていただきます。

告で源泉徴収された所得税等が還付される方

\*平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の

対象者が拡大されました。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

■公的年金などを受給されている方へ

①公的年金などの収入金額(2カ所以上の場合は合 計額)が400万円以下

②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20 万円以下の場合は確定申告が不要です。

\*①と②の両方に該当する方でも、医療費控除、 寄附金控除、年金から天引きされていない社会保 険料控除などによる所得税等の還付を受けられる 場合は、確定申告書を提出してください。

また、確定申告をされない方で、市・府民税で 控除の適用を受ける場合は市・府民税の申告書の 提出が必要です。

問右京税務署 ☎311-6366 市民税課 ☎861-1524

申告会場は

申告書等は国税庁ホーム

ページの「確定申告書等作成

コーナー」をご利用ください。 インターネットでご送信いた だくか、印刷して郵送などで

ご提出いただけます。

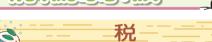
### 確定申告会場

対象:

会場		開設期間	開設時間	場所
	京都府中小企業 会館2階大ホール	2月5日(水)~3月17日(月) *土・日・祝日を除く	十別 日 村で 十後 日 村	西大路五条約200m下る東側 (阪急・西院駅より南に徒歩15分、市バス「西大路五条」下車 徒歩1分、JR・丹波口駅より徒歩13分)
		*上記の期間中は、右京税務署庁舎内には確定申告会場は設けていません。開設期間中、右京税務署では、納税および納税証明書の発行のみを行ないます。 *申告会場では、電話によるお問い合わせは受け付けていませんので、右京税務署へお電話ください。 *申告会場では、納付することはできませんので、最寄りの金融機関で納付してください。		
	京北合同庁舎内 大会議室	2月24日(月)	午前9時30分~12時、 午後1時~3時30分	
	池坊短期大学 美心館 地階 アッセンブリホール	2月23日(日)と3月2日(日)の 2日間のみ	午前9時~午後5時	・地下鉄四条駅・阪急烏丸駅 地下通路26番出口徒歩2分・バス 四条烏丸バス停前
マブエ提の際け、小井存る機関をブ利用ください。 マ相談者が名物の提合け見めに受け付けを終了しますので、も見めにブエ提ください。				

\*ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。 \*相談者が多数の場合は早めに受け付けを終了しますので、お早めにご来場ください。 \*譲渡所得・贈与税については京都府中小企業会館2階大ホールの確定申告会場、相続税については右京税務署でご相談ください。

\*給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書(作成済に限る)については、申告期間内に限り、右京区役所市民税課でも受け付けます。



### 平成26年度 市・府民税の主な変更点 ■個人市・府民税の均等割額の引上げ

東日本大震災を踏まえ、橋りょうの耐震補 強・修繕や、学校や防災活動拠点などの耐震 化促進などの防災事業の財源を確保するため、 平成26年度から35年度までの10年間、個人 市・府民税の均等割額を引き上げます。これ により、個人市民税・府民税の均等割額がそ れぞれ500円ずつ引き上げられ、均等割額(年 額)は個人市民税が3,500円、個人府民税が 1,500円となります。

### ■給与所得控除の改正

給与などの収入金額が1,500万円を超える場 合の給与所得控除について、245万円の上限が 設けられました。

### ■給与所得者の特定支出控除の見直し

給与所得者の特定支出控除について、給与 所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、 弁護士・税理士などの資格取得費や勤務必要 経費(図書費・衣服費・交際費など)が特定支出 に追加されました。

また、適用判定の基準についても給与所得 控除額の2分の1に緩和されました。

### ■「65歳以上の方に係る5割減額措置」の廃止 に係る経過措置の終了

「65歳以上の方に係る5割減額措置」が廃止 されることに伴って、負担の激変緩和を図る ために設けられた経過措置(税額の4分の1を 減免して課税)が終了し、平成26年度から本来 の課税となります。

問市民税課 ☎861-1524

## 1月31日は市・府民税第4期分の納期限です

納期限を過ぎると、延滞金がかかることがあ りますので、ご注意ください。市税の納付に は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問課税内容:市民税課市民税担当 ☎861-1524 納付相談:納税課 ☎861-1849

### 口座振替:市納税推進課 ☎213-5466 2月・3月は「滞納整理強化期間」です

この期間中は、昼間や平日に不在の方を対象 に夜間・休日の納税催告などを実施します。納 付に進展がない滞納者に対しては、法令の規定 に基づき徹底した財産調査や差押えを行いま す。特別な事情があって市税の納付が困難な場 合は、納税相談を受け付けていますので早急に 納税課までお越しください。

問納税課 ☎861-1849

# 福祉・健康

### 国民健康保険からのお知らせ

京都市国保など医療保険に加入している40 歳から64歳までの方は、介護保険第2号被保険 者となります。介護保険第2号被保険者がいる 世帯の国民健康保険料は、医療分保険料、後期 高齢者支援分保険料に介護分保険料を加えた金 額となります。

しかし、介護保険適用除外施設に入所中の方 は、介護保険の被保険者となりませんので、入 所中は介護分保険料がかかりません。

京都市国保に加入中の40歳から64歳までの 方が介護保険適用除外施設に入所、または施設 から退所された場合には、14日以内に必ず保 険年金課へお届けください。

問保険年金課 資格担当 ☎861-2032 京北出張所 福祉担当 ☎852-1815



## 受水槽の法定検査はもうお済みですか?

受水槽の有効容量が10㎡を超える「簡易専 用水道」は、日常点検(水槽の清掃、亀裂、破 損の確認など)に加え、年に1回以上の厚生労 働省登録検査機関での法定検査(受水槽や周囲 の状況、水質などの検査)を受けなければなり ません。今年度、法定検査を受けていない受水 槽設置者(管理者)の方は、必ず法定検査を受け てください。

## 問衛生課 ☎ 861-2186

法務局休日相談所開設 相談無料・予約優先 2月16日(日) 午前10時~午後4時

会場 イオンモール京都五条 3階特設会場

相談対応 法務局職員、司法書士、土地家屋調 查士、人権擁護委員、公証人 相談内容 登記、戸籍・成年後見・国籍、供

託、人権・遺言書・公正証書 **予約受付** 2月3日(月)~14日(金)

問京都地方法務局総務課 ☎ 231-0148

# 特集コーナー

1月「新しいものをはじめる」「京の史跡を歩く」 2月「The 文学」「みやこの着だおれ」



10:30~12:00 京北合同庁舎前 2月3日(月) 11:00~11:40 西京極小学校

13:00~13:40 葛野小学校 2月5日(水)

1月25日(土)

13:10~13:40 嵯峨小学校 2月6日(木)

13:00~13:50 高雄小学校 問移動図書館 ☎801-4196

## 問右京中央図書館 ☎871-5336 移動図書館 こじか号







地域力推進室

個人会員には

特製ピンバッジを

進呈します!!

音

5ち交流館

子京氏都

管理担当 口 (月) 管理担当 口 (月) 年後1~3時 京都ファミリー 京都ファミリー 30分 861 推進課 21

献血推進キャラクタ

しんんぶん 右京区版





地域力推進室 まちづくり推進担当の職員

日家用車での来場不 3・5498

-が加わり

な石

N市文 症

の

右京

き知 認市

の開 **5 座** 



当推進

右京区民美 第27回

答せしくり

講座

平成26年1月15日 (2)

階



りカ

で撲らたの